

【給付金振込みのお知らせ】

高齢者居住支援特別対策事業の申請者に対し、給付金（8～11月分）を、12月8日ごろに振り込みます。

【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

老人福祉センター介護予防
体操事業「体力アップ教室」

中級者向けの体力・筋力アップの体操教室です。

【日時】 1月15日～3月26日の毎週月曜日（祝日を除く※全10回）午前10時30分～正午

【場所】 福祉センター2階学習集会室

【対象】 原則①市内在住の60歳以上の方で全日参加可能な方

②歩行に問題のない方
③火曜日実施の健康体操の参加者でない方

【定員】 25人（定員を超えた場合は抽選。初めての方を優先します。）

【持ち物】 動きやすい服装・靴、タオルか手ぬぐい、水分補給用飲料

【講師】 佐藤イク子氏

【申込み】 往復はがきで12月15日（当日消印有効）までに社会福祉協議会

☎ 552・2121へ。
▼往復はがきの書き方
〈返信表面〉〒197-0000
4 福生市南田園2-13-1
社会福祉協議会「体力アップ教室申込み」宛

〈返信裏面〉ご自分の住所・氏名・性別・年齢・電話番号
〈返信表面〉ご自分の住所・氏名

〈返信の裏面〉無記入

心の相談

対人関係・思春期・高齢期・子育てなどの心の問題や病気について、精神科医が相談に応じます。

【日時】 12月22日（金）午後1時～2時30分

【場所】 福祉センター相談室

【対象】 心の問題や病気を抱えている市民とその家族など

【定員】 先着2人（予約制）※初めての相談の方に限り
【費用】 無料

【申込み】 12月4日（月）から（土・日曜日を除く）午前8時30分～午後5時15分の間

【場所】 社会福祉協議会・成年後見センター 福生 ☎ 552・5027へ。

手芸ボランティア養成講座

地域のサロン活動の集まりや高齢者施設等で、利用者の皆さんと一緒に手芸等の小物作りをするボランティアのための講座です。

誰でもできる簡単なものから始めていきます。今回は布小物作りを予定しています。

【日時】 1月19日（金）午後1時30分～3時30分ごろ

【場所】 福祉センター

【対象】 市内在住・在勤・在学でボランティア活動に関心のある方

【定員】 先着10人
【費用】 500円

【講師】 河原崎和子氏
【申込み】 12月4日（月）から（日・祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分の間

【場所】 ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122へ。

平成25年3月31までに、市の助成を受けてヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンを接種した方へ

平成25年3月31日までに、市の助成により、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンのいずれかを接種

した方のうち、接種後に何らかの症状が生じ、医療機関を受診した方は、接種との関連性が認定されると、医療費・医療手当が支給される場合があります。

心当たりのある方は、具体的な請求方法等について、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度相談窓口へ至急お問い合わせください。

※対象となるのは、請求した日からさかのぼって5年以内を受けた医療に限られますのでご注意ください。

【問合せ】 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 ☎ 0120・149・931※ご利用になれない場合は ☎ 03・35069411（有料）へ。

公立福生病院市民公開講座

今回のテーマは、「睡眠時無呼吸症候群について」です。皆さんのご参加をお待ちしています。

【日時】 12月18日（月）午後3時～

【場所】 公立福生病院1階多目的ホール

【対象】 どなたでもご参加できます。

【定員】 先着70人
【講師】 満尾和寿氏（循環器内科部長）

【注意事項】 事前予約は不要ですが、席に限りがあります。公共交通機関をご利用のうえ、ご来院ください（駐車場は有料です）。

【問合せ】 公立福生病院患者支援センター ☎ 551・6210

ご存じですか？

ひとり親家庭等の福祉制度

①児童扶養手当

【支給対象】 18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

・父母が離婚した児童 / 父または母が死亡または生死不明である児童 / 父または母が重度の障害を有する児童 / 父または母が1年以上拘禁されている児童 / 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 / 父または母が保護命令を受けた児童 / 婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

【手当額】 所得に応じて金額が決まります（申請の日の翌月分から）。※所得制限あり（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

②児童育成手当（育成手当）

【支給対象】 18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶養している方

【手当額】 児童1人につき月額1万3,500円（申請の日の翌月分から）※所得制限があります。

③ひとり親家庭等医療費助成

①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶養している家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）。※所得制限あり（児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます）。

④ひとり親家庭ホームヘルプサービス

ひとり親家庭の方が、日常生活にお困りのとき、育児や食事の世話をお手伝いするホームヘルパーをご自宅へ派遣します。事前申請・登録が必要です。詳細はお問い合わせください。※所得に応じて費用負担あり

⑤東京都母子及び父子・女性福祉資金

ひとり親家庭や女性の方々が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金をお貸ししています。

【対象】 原則都内在住（6か月以上）のひとり親家庭の母および父等

【資金の種類】 修学・就職・転宅など12種類。事前に母子・父子自立支援員との面談が必要です。詳細はお問い合わせください。

⑥自立支援教育訓練給付金

【支給対象】 ひとり親家庭の母または

父で20歳未満の児童を扶養している家庭でいくつかの要件を満たす方、詳しくはお問い合わせください。

【支給対象講座】 雇用保険制度における教育訓練給付金の指定教育訓練講座等

【支給額】 〈雇用保険制度から一般教育訓練給付金を受けられない方〉修了した対象講座の受講料の60%（上限20万円。ただし1万2,000円以下は対象外）

〈雇用保険制度から一般教育訓練給付金を受けられる方〉修了した対象講座の受講料の60%相当額から雇用保険法の一般教育訓練給付金の額を差し引いた額（上限20万円。ただし1万2,000円以下は対象外）

⑦高等職業訓練促進給付金

【支給対象】 ひとり親家庭の母または父で20歳未満の児童を扶養している家庭でいくつかの要件を満たす方。詳しくはお問い合わせください。

【支給対象資格】 看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師・歯科衛生士・製菓衛生士・調理師等

【支給額・支給期間】 修業期間の一定期間（上限3年）について、申請のあった月から月額10万円を支給（住民税

課税世帯の方は月額7万500円を支給）します。詳しくはお問い合わせください。

⑧ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親等の学び直しを支援し、より良い条件で就職や転職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。

【支給対象】 ひとり親家庭の親および児童でいくつかの要件を満たす方、詳しくはお問い合わせください。

【支給額】 (1) 〈受講修了時給付金〉受講修了後、受講料の20%を支給（上限10万円）

〈合格時給付金〉高卒認定試験合格後、受講料の40%を支給（(1)と併せて上限15万円）

⑨ひとり親家庭相談

母子・父子自立支援員が、児童の養育・就学の問題、その他生活全般の相談をお受けします。相談を希望する方はご連絡のうえ、来所してください。

貸付や給付金支給を受けるには、事前の相談が必要です。詳細はお問い合わせください。

〈⑤～⑨共通〉【問合せ】 子ども家庭支援センター ☎ 539・2555

【健診データの提供のお願い】 今年度、市の特定健康診査を受診せず、職場の健診および人間ドックを受診する方は、健診結果と問診票の写しを保健センターへご提供ください（任意）。市では、データを集約することで、市の生活習慣病対策に役立てていきます。【問合せ】 保健センター ☎ 552・0061